

群馬県災害時受援・応援計画のポイント

令和8年8月
群馬県危機管理課

1 総則

目的

- 国や他の地方公共団体等からの支援を円滑に受入れるための体制(受援体制)を整備し、被災市町村等の行政機能を確保しながら、迅速かつ効果的な被災者支援を実施

基本的な考え方

- 県や市町村の行政機能の維持や避難者に物資を速やかに届けるための「人的・物的支援」を対象
(例)避難所運営、支援物資の受入れ、罹災証明の発行 等
- 市町村を含めた県全体としての人的・物的支援を総合的に調整
特に初動期は、業務が逼迫する市町村への支援を重視

2 支援の受入れ・応援体制

応援職員調整班及び物資支援調整班の設置

- 災害対策本部総括司令部に人的支援の受入れを統括・調整する「応援職員調整班」を、物的資源の受入れを統括・調整する「物資支援調整班」を設置

《応援職員調整班及び物資支援調整班の構成》

■ 応援職員調整班

[班長]市町村課長 [副班長]人事課長
[班員]市町村課・人事課職員

■ 物資支援調整班

[班長]危機管理課次長 [副班長]危機管理課避難対策係長
[班員]危機管理課、ぐまブランド推進課、地域企業支援課、各行政県税事務所職員、物流事業者

《応援職員調整班及び物資支援調整班の役割》

■ 応援職員調整班

- ・ 県及び市町村における応援職員の必要人数の把握・要請・受入れに関して市町村や知事会等と調整
- ・ 市町村に対する県応援職員の派遣 等

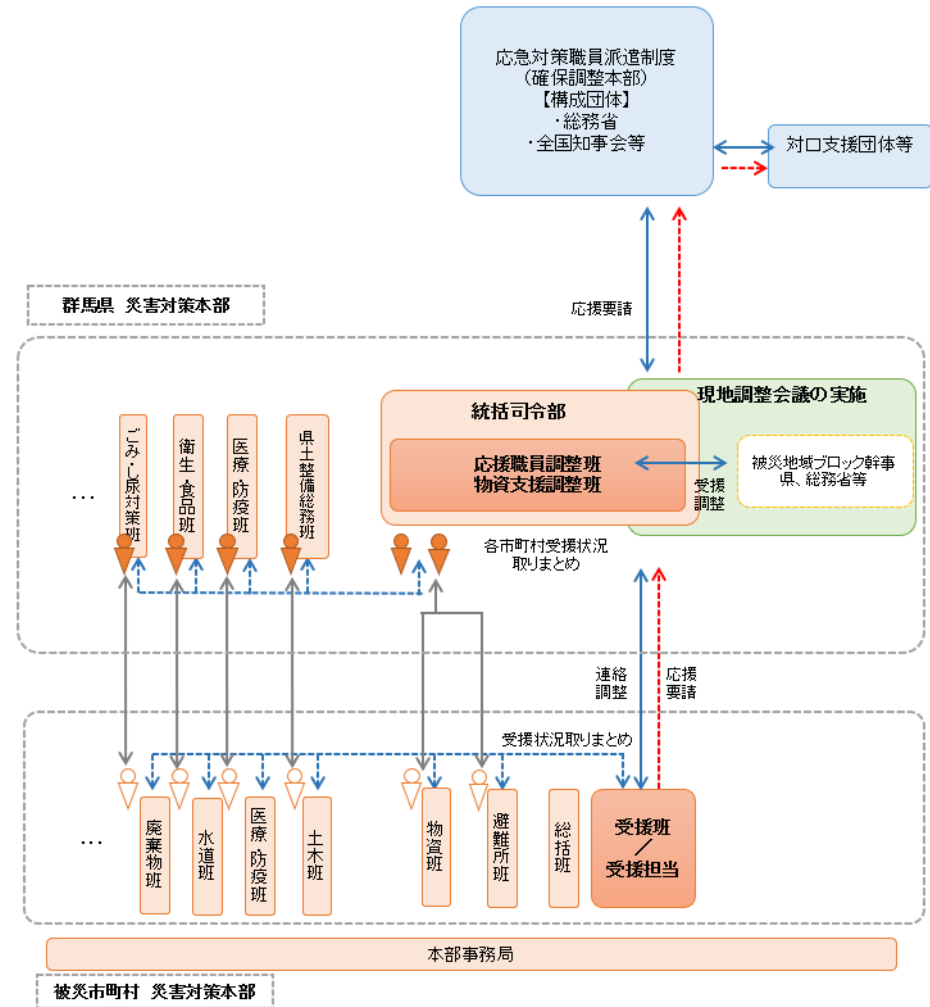
■ 物資支援調整班

- ・ 市町村への支援物資の必要数把握・調達・提供に関して市町村や知事会、協定締結先事業者等と調整 等

防災業務経験者の活用等

- 防災業務経験者の登録制度を創設するなど、部局間の職員の再配置を行い、災害対応業務の集中に対応

<県・市町村間の受援・応援調整関係>



3 人的支援の受入れ・応援職員の派遣

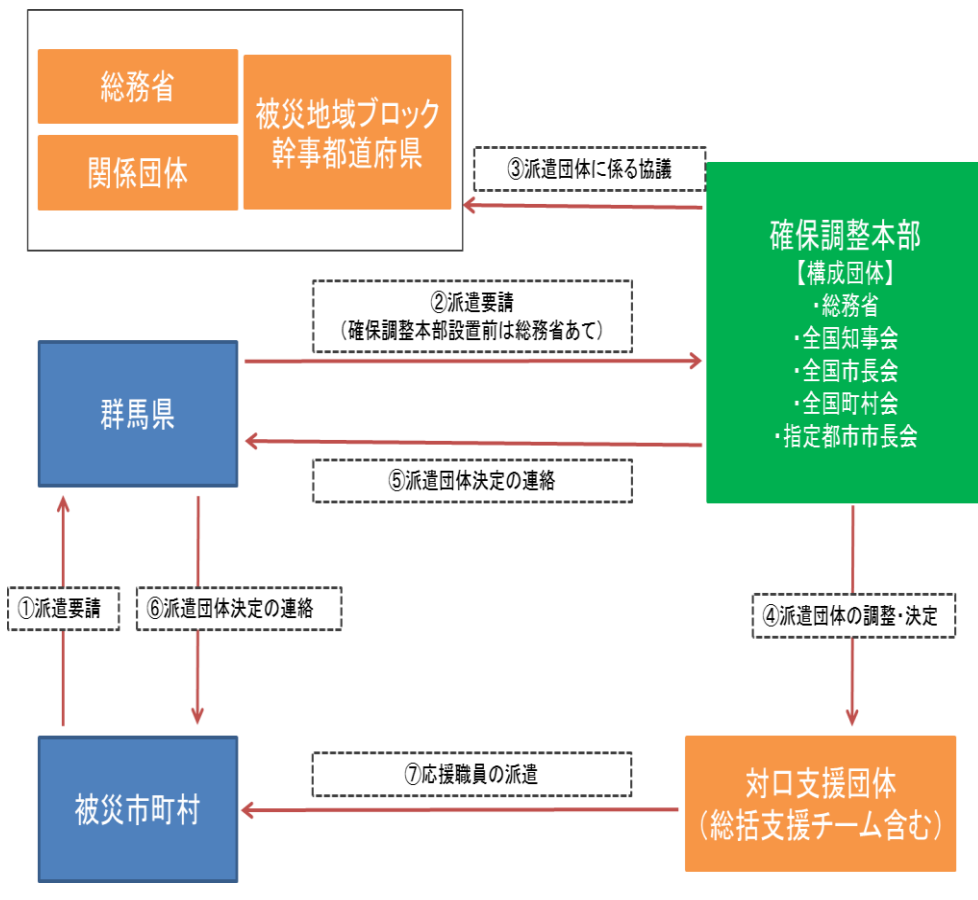
県応援職員の派遣体制の整備

- 行政機能が極度に低下した市町村に対し、要請を待たずに県職員を派遣
- 応援職員（マネジメント及び一般職）の選定・派遣手順をマニュアル化
- 応援職員候補者に対し、研修を実施

他の地方公共団体職員の派遣体制の整備

- 市町村への人的ニーズの把握・取りまとめ、応援職員の要請・受入れ・派遣について、手順や各種様式等を整備
- 応援職員に対する装備・資機材及び執務環境等の便宜供与

＜他の地方公共団体からの職員派遣の枠組み（応急対策職員派遣制度）＞



4 支援物資の受入れ・供給

支援物資の受入体制の整備

- 市町村の物的ニーズの把握・取りまとめ、支援物資の要請・受入れ・供給等について、手順や事前準備事項等を記載
- 支援物資の調達・受入れ・供給を円滑に行うため、総括司令部に物資支援調整班を配置
- 県物資集積拠点の選定・開設・運営等に係る手順をマニュアル化

物資集積拠点選定の手順

- 候補施設の被災状況や必要となる必要物資量を踏まえ、物流事業者の助言を受けながら最適な物資集積拠点を選定
- 民間物流拠点をあらかじめリストアップし、発災後は民間物流拠点の活用を検討

人員及び資機材の確保

- 物資調達や輸送ルート等の連絡調整のため、担当職員を物資集積拠点に派遣
- 作業要員及び資機材は、県倉庫協会や県トラック協会等と連携して確保

物資集積拠点の運営

- 新物資システムを活用し、支援物資の受入れ・在庫・配分・輸送情報を一元管理
- 県庁担当及び拠点担当が連携し、支援物資の円滑な供給を実施

輸送手段、緊急輸送道路の確保

- 県物資集積拠点から市町村物資集積拠点又は避難所までの各区分ごとに輸送事業者へ緊急輸送を要請
- 緊急輸送道路の検討においては、県物資集積拠点候補施設を考慮

5 災害ボランティアの受入れ

手順等の明確化

- 県災害ボランティアセンターの設置の手順等を記載

6 訓練・研修

共同訓練・研修の実施

- 市町村及び関係機関と図上訓練等を実施し、計画の実効性を確保
- 市町村との合同研修等を実施し、受援・応援対象業務の理解を深化